

地域交流センターともべ施設使用料金表

1. 部屋使用料

単位：円

時 間 施設名	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
マルチホール	6,110	8,140	8,140	16,290	18,330	26,480
会議室	2,540	3,460	3,460	6,920	7,840	11,300
談話室1	1,010	1,320	1,320	2,640	3,050	4,370
談話室2	1,010	1,320	1,320	2,640	3,050	4,370
健康ルーム	2,540	3,360	3,360	6,820	7,630	11,100
コミュニティールーム	1,220	1,730	1,730	3,460	3,870	5,600
市民活動サロン	910	1,220	1,220	2,540	2,950	4,170
調理室	2,950	3,970	3,970	7,940	8,860	12,930
まちのひろば	3,050	4,070	4,070	8,140	9,160	13,240
	面積の2分の1程度は半額 1区画（10㎡程度）使用の場合 1時間 100円					

2. 備品使用料

単位：円

時 間 附属設備 及び備品	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
ワゴンアンプ (マルチホール)	1,620	2,130	2,130	4,370	4,880	7,120
ワゴンアンプ (会議室)	910	1,220	1,220	2,440	2,750	3,970
映写スクリーン	500	610	610	1,320	1,520	2,240

3. 部屋・備品使用料の利用者区分について

区 分	金 額
① 個人もしくは団体で使用する場合	上記表のとおり
② 営利を目的として使用する場合	上記表の2倍
③ 笠間市に住所を有しない個人または笠間市に事務所、事業所を有しない法人、その他の団体が使用する場合	上記表の2倍
④ ②、③のいずれにも該当する場合	上記表の4倍

4. 施設使用料の減額・減免について

区 分		減免額
①	市内の地域活動団体、市民活動団体、NPO法人等が営利を目的とせず、または入場料を徴収しないで使用する場合	全額
②	笠間市または笠間市教育委員会が主催または共催して使用する場合	全額
③	笠間市又は笠間市教育委員会が後援して使用する場合	半額
④	その他市長が特に必要と認める場合	市長がその都度決定する額